

# 熊本社会福祉専門学校学則

## 第一章 総 則

### 第1条 (目 的)

熊本社会福祉専門学校専門課程は、社会福祉士及び介護福祉士法第39条第1号に基づき、老人・身体障害者等を介護する介護福祉士並びに同法第7条第4号に基づき老人・身体障害者等の相談援助の業務に従事する人材及び精神保健福祉士法第7条第4号に基づき精神障害者の社会復帰に関する相談業務に従事する人材を養成することを目的とする。

### 第2条 (名 称)

本校は、熊本社会福祉専門学校（以下「学校」という。）と称する。

### 第3条 (学 科)

学校の課程及び学科は次のとおりとする。

社会福祉専門課程介護福祉科  
社会福祉専門課程社会福祉科

### 第4条 (位 置)

学校の位置は、熊本市中央区国府2丁目6番16号に置く。

### 第5条 (入学資格)

専門課程の入学資格は、学校教育法第90条第1項の規定による大学に入学する資格を持っている者。

2. 専門課程社会福祉科には他の学校及び学科からの編入は認めない。

### 第6条 (定 員)

学生の定員は、社会福祉専門課程介護福祉科が、1学年40名の1学級で総定員80名の2学級。社会福祉専門課程社会福祉科（相談援助の業務に従事する人材の養成科）が1学年40名の1学級で総定員120名の3学級とする。

## 第二章 修業年限・学年・学期及び休日

### 第7条 (修業年限)

専門課程の修業年限は、介護福祉科が2年、社会福祉科が3年とする。

## 第8条（学年・学期）

学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2. 学年を分けて、次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

## 第9条（入学時期）

学生の入学時期は、学年始めとする。

## 第10条（休日）

休日は、次の各項に掲げるところによる。

1. 国民の祝日に関する法律に規定する日
2. 日曜日
3. 開校記念日
4. 春季休業日 3月25日から4月7日
5. 夏季休業日 7月21日から8月31日
6. 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日

## 第三章 教育課程・成績考査・授業時数及び教職員組織

### 第11条（教育課程・履修方法）

専門課程で卒業の認定を得るためには、昼間部で別表の教育課程による授業科目の単位を修得しなければならない。1単位時間は標準45分とする。

2. 講義については、毎週1時間15週の講義をもって1単位とする。演習については、毎週2時間15週の演習をもって1単位とする。実習については、すべて実習場等で行われるものとし、毎週3時間15週の実習をもって1単位とする。

### 第12条（成績考査）

授業科目終了の設定は、成績考査によって行なう。

2. 授業科目の成績考査の施行日は、当該授業科目の課程を終了した後とする。ただし、特別な事情がある場合には、この限りでない。

3. 学生は、履修授業科目について、講義及び演習については開講時間数の三分の二以上、実習については五分の四以上出席しなければ当該授業科目の成績考査を受けることができない。

4. 授業科目の成績考査に合格した者には、所定の単位を与える。

### 第13条（教職員組織）

学校に校長・教員・事務職員及びその他の職員を置く。

#### 第四章 入学・卒業・休学・復学・退学及び賞罰

##### 第14条 (入学者の選考)

入学者の選考は、学科試験と面接により行なう。選考方法等については、別に定めるものとする。

##### 第15条 (入学手続)

入学許可を受けた者は、別に定めるところにより、所定の期日までに手続きをしなければならない。

##### 第16条 (他の専修学校等における授業科目の履修等)

他の専修学校等において履修した授業科目が本校における授業科目と同等の内容であると認めるときには、介護福祉士養成施設設置及び運営に係る指針及び専修学校設置基準第11条により本校の授業科目を履修したものとみなす。但し、専門課程社会福祉科は除く。

##### 第17条 (卒業)

校長は、第12条の規定により所定の単位を取得した者には、その卒業を認め、卒業証書を授与する。

##### 第18条 (称号授与)

前条により、社会福祉専門課程介護福祉科を修了した者、並びに社会福祉専門課程社会福祉科を修了した者には、専門士(社会福祉専門課程)の称号を授与する。

##### 第19条 (休学・復学・退学)

学生は、疾病その他の事由により、引き続き2月以上修学することができない場合には、校長の許可を得て休学することができる。

2. 前項の休学は、1年を超えることができない。ただし特別な事情がある者は、校長の許可を得てなお1年以内の休学をすることができる。

3. 休学の理由がやんだときは、校長の許可を受けて復学することができる。

4. 学生は、退学しようとするとき、その理由を付して、校長に願い出てその許可を受けなければならない。

##### 第20条 (除籍)

校長は、学生が次の各号の一に該当する場合には、除籍することができる。

1. 在学期間4年におよび卒業資格を得られない場合。

2. 授業料の納付を怠る場合。

## 第21条 (賞)

校長は、学生の本分を全うし特に他の模範と認められる者があるときは、これを表彰する。

## 第22条 (罰)

校長は、学生が次の各号の一に該当する場合には、懲戒にすることができる。

1. 性行不良で改善の見込みがないと認められた場合。
2. 正当の理由がなく出席常でない場合。
3. 校内の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した場合。

2. 前項の懲戒は、訓告、謹慎、停学及び退学とする。

## 第五章 入学検定料・入学金・授業料・実習費及び施設設備費

### 第23条 (入学検定料)

学校の入学検定料は20,000円とする。

### 第24条 (入学金)

学校の入学金は、110,000円とし、入学の際納入しなければならない。既納の入学金は、理由のいかんにかかわらず返還しないものとする。

### 第25条 (授業料)

授業料は年間、介護福祉科は530,000円、社会福祉科は550,000円とし、4月と10月に半額ずつ納入しなければならない。既納の授業料は、理由のいかんにかかわらず返還しないものとする。

### 第26条 (実習費)

実習費は年間、介護福祉科1年は66,000円、2年は79,000円、社会福祉科1年は26,000円、2年は39,000円、3年は52,000円を4月と10月に半額ずつ納入しなければならない。既納の実習費は、理由のいかんにかかわらず返還しないものとする。

### 第27条 (施設設備費)

学校の施設設備費として150,000円を、入学の際納入しなければならない。既納の施設設備費は、理由のいかんにかかわらず返還しないものとする。

## 付 則

1. この学則は、平成元年4月1日から実施する。
2. この学則実施に必要な細則は、校長が定める。

付 則  
この学則は、平成2年4月1日から実施する。

付 則  
この学則は、平成3年4月1日から実施する。

付 則  
この学則は、平成5年4月1日から実施する。

付 則  
この学則は、平成6年9月1日から実施する。

付 則  
この学則は、平成7年3月1日から実施する。

付 則  
この学則は、平成8年4月1日から実施する。

付 則  
この学則は、平成11年4月1日から実施する。

付 則  
この学則は、平成12年3月1日から実施する。

付 則  
この学則は、平成14年4月1日から実施する。

付 則  
この学則は、平成17年4月1日から実施する。

付 則  
この学則は、平成18年4月1日から実施する。

付 則  
この学則は、平成21年4月1日から実施する。

付 則  
この学則は、平成23年4月1日から実施する。

付 則  
この学則は、平成24年4月1日から実施する。

付 則  
この学則は、平成26年4月1日から実施する。